



1 試験について

授業科目の成績を評価し、単位を認定する方法として試験を行う。試験には科目試験と卒業論文試験とがある。科目試験のうち、学期末に実施するものを期末試験とし、次のものを指す。

- (1) 複数の教員が合同で担当する同一科目で、年間学事日程で指定される試験期間内に実施する「合同定期試験」。
- (2) 個々の教員が、学事日程上予め設定された週に実施する「学期末筆記試験」。

ただし、授業科目によっては授業中随時行う試験もある。授業科目の成績評価は主にこれらの試験によって行われるが、設計・実験・製図・演習などの授業科目の成績評価は、平常の成績によって行われることがある。卒業論文試験は、論文、計画、実験報告などについて随時行われる。

2 受験上の心得

定期試験は、試験規定に基づいて実施するので、受験に際し、次の点に注意すること。

- ① 試験開始10分前までに、試験会場に入室し着席すること。
- ② 必ず、学生証（仮学生証を含む）を机上に提示すること。
- ③ 机には一人おきに着席すること。
- ④ 筆記用具及び許可された物品以外のものは、原則として各自の足元に置くこと。
- ⑤ 試験教室内では、携帯電話の電源を切り、カバンなどに入れて机の下に置くこと。
- ⑥ 試験時間中の物品の貸借をしないこと。
- ⑦ 不正行為もしくは不正行為とまぎらわしい行為をしないこと。
- ⑧ 答案用紙は、解答の有無にかかわらず必ず提出すること。
- ⑨ 試験監督の指示に従うこと。

※遠隔授業においては、別途授業担当教員の指示に従うこと。

3 成績評価方法の確認、試験情報（特記事項）の公表

単位の認定および成績評価方法については、シラバスを確認すること。また、試験に関する特記事項および受験条件が指定されている場合があるので、試験前には授業内でのお知らせやキューポート掲示をよく確認すること。シラバスは、キューポートから閲覧できる。

4 不正行為

受験不正行為を行った者は懲戒される。懲戒は不正行為の種類により訓告、停学もしくは退学とする。また、訓告を受けた者は不正行為をした受験科目の成績が無効となる。停学および退学となった者は不正行為をした受験期間の受験科目全部の成績が無効となる。

不正行為と懲戒の種類および成績の取扱い

不正行為の種類とそれに対する懲戒、成績の取扱いは下表の通りである。

不正行為の種類	懲戒	成績の取扱い
1. 答案を盗んだ場合	退学	★
2. 代人に答案を作成させた場合		
(1) 代人が本学学生でない場合	退学	★
(2) 代人が本学学生の場合	ともに無期停学	★
3. 不正行為による答案の作成		
(1) 強要による場合	強要した者を無期停学 応じた者を訓告	★ ☆
(2) 合意による場合	ともに停学3カ月	★
4. 前もって準備した不正資料が、試験開始後発見された場合	停学1カ月	★
5. 他人の答案を盗見し、答案を作成した場合	停学1カ月	★
6. 試験監督の注意に従わない場合	試験委員会の決定による。	
7. 言動動作により不正な相互連絡をした場合	試験委員会の決定による。	
8. 試験の実施を妨害した場合	試験委員会が、訓告、停学又は退学の懲戒を決定する。ただし、相当の理由がある場合は、懲戒を行わないことができる。	
9. 他人の受験を妨害した場合	試験委員会が、訓告、停学又は退学の懲戒を決定する。ただし、相当の理由がある場合は、懲戒を行わないことができる。	
10. その他の不正行為	試験委員会の決定による。	

注1) 上記において、成績の取扱い欄の★印は不正行為をした受験期間の受験科目全部の成績が無効、☆印は不正行為をした受験科目の成績が無効を示す。

注2) 上表において、代人とは本人に代わって受験する者を、不正資料とはその試験において使用を許可されていない学習資料や機器等の物品をいう。

注3) 不正行為を行い懲戒された者が、再び不正行為を行った場合は、上表より重い懲戒を行う。
なお、試験に関する諸規定の詳細については、諸規程その他の項を参照のこと。